

カーボン・オフセット認証制度実施規則（案）

平成 21 年 4 月 30 日

改 1：平成 21 年 9 月 2 日

カーボン・オフセット認証制度 運営委員会

低炭素社会づくりの必要性が迫られる中、環境省が平成 20 年 2 月 7 日に定めた「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」及び日本政府が平成 20 年 7 月 29 日に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」に基づき、環境省が中心となりカーボン・オフセットの普及に際して必要となる共通のルールづくりが進められてきた。

そのような状況の中で、カーボン・オフセットフォーラム（事務局 海外環境協力センター）が主催する「カーボン・オフセットに係る透明性の確保、第三者認証及びラベリングに関するワークショップ」によりカーボン・オフセットの取組に対する第三者認証基準やラベリングに関する検討が行われ、平成 21 年 3 月 18 日に環境省により「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver. 1.0)」(以下、「環境省認証基準」)が公表された。

今般、気候変動対策認証センター（社団法人海外環境協力センター内。以下、「認証センター」という）において、環境省認証基準に基づくカーボン・オフセットの取組の第三者認証及び、認証センターにおいてかねてより実施してきた「あんしんプロバイダー制度」を、カーボン・オフセット認証制度として一体的に運営していくこととし、当該制度の運営に際して必要な基本事項を次のように定める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 カーボン・オフセット認証制度は、環境省認証基準に基づき個別のカーボン・オフセットの取組を認証する第三者認証、及びオフセット・プロバイダーの業務を確認し、その結果を公開するあんしんプロバイダー制度から構成され、認証センターにより実施されるものであり、適切なカーボン・オフセットの取組に対してカーボン・オフセット認証ラベル（以下、「カーボン・オフセットラベル」）の使用を認めるとともに、オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保することにより、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組の普及を図り、もって国民による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的としている。

2 オフセット・プロバイダーとは、市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。

(原則)

第 2 条 本認証制度においては次の各号に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 本認証制度において認証センターにより提供されるラベル及びオフセット・プロバイダーに関する情報は、正確で、検証可能で、関連性があり、誤解を与えない。
- (2) 本認証制度において認証センターにより提供されるラベル及びオフセット・プロバイダーに関する情報は、主張を裏付けるために十分に詳細、かつ、包括的であり、正確で再現性のある結果が得られる科学的方法に基づく。
- (3) 手続、方法及び判定基準に関する情報は、すべての利害関係者が入手可能であり、原則として要求に応じて提供する。
- (4) 本認証制度における委員、事務局等の関係者は、本認証制度において認証センターにより提供される情報が環境性能を改善する可能性がある技術革新を抑制しないように注意を払う。
- (5) 本認証制度実施上の情報の要求は、本認証制度における審査又は確認に必要なものに限定する。
- (6) 本認証制度実施にあたっては、認証センターは、別に定める利害関係者の参加による公開の協議を設定し、コンセンサスを得るための相応な努力を行う。
- (7) 申請者は、消費者及び潜在的消費者が入手可能な形で、認証済の商品・サービス等に対するカーボン・オフセット認証に関する情報を提供する。

(認証対象者)

第 3 条 本認証制度における個別のカーボン・オフセットの取組の認証対象者は、企業、NPO/NGO、自治体、政府、市民等の温室効果ガス排出を行っているあらゆる社会構成員とする。ただし、オフセット・プロバイダー等他者による申請の代行を認めるものとする。

2 本認証制度におけるあんしんプロバイダー制度の確認対象者は、第 1 条第 2 項で定義したオフセット・プロバイダーとする。

(認証基準等)

第 4 条 本認証制度における認証基準（以下、「認証基準」という）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）
- (3) カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン
- (4) カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン

2 本認証制度実施にあたっての制度文書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) カーボン・オフセット認証制度実施規則
- (2) カーボン・オフセット認証制度委員会規程

- (3) カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用等規程
- (4) カーボン・オフセット認証制度実施要領

3 本認証制度実施にあたっての参照文書は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、実施にあたっては認証基準や制度文書が参照文書に優先する。

- (1) 適合性評価－適正実施規準 (JIS Q 0060 : 2006)
- (2) 製品認証機関に対する一般要求事項 (JIS Q 0065 : 1997)
- (3) 適合性評価－製品認証の基礎 (JIS Q 0067 : 2005)
- (4) 環境ラベル及び宣言－一般原則 (JIS Q 14020 : 1997)
- (5) 適合性評価－用語及び一般原則 (JIS Q 17000 : 2005)
- (6) 検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項 (JIS Q 17020 : 2000)
- (7) 適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項 (JIS Q 17030 : 2004)
- (8) 地球温暖化対策推進法 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (環境省・経済産業省)
- (9) 環境表示ガイドライン (環境省)

(制度実施体制)

第5条 本認証制度における制度実施体制は、以下のとおりとし、次の各号に掲げる委員会を設置し、認証センターの諮問機関とする。

- (1) 運営委員会 本認証制度の運営
- (2) 認証委員会 本認証制度に基づく案件の認証
- (3) 監督委員会 運営委員会及び認証委員会の活動に係る監督

2 認証センターは、前項に基づき設置される委員会の決定を最大限尊重する。

3 第1項に基づき設置される委員会の業務分担の詳細については別に定める。

4 運営委員会、認証委員会、監督委員会、認証センター及び認証センターの委託先を総称して制度管理者という。

5 各委員会の下に小委員会を設置することができる。

(制度参加者と参加者登録)

第6条 本認証制度により、カーボン・オフセット認証又はあんしんプロバイダー制度への参加を希望する者は、初回申請時に、第4条第1項に定める認証基準、同条第2項に定める制度文書ならびに別に定める約款に同意の上、別に定める誓約書を認証センターに対して提出し、所定の手数料を認証センターに対して支払うことにより、制度参加者としての登録を行わなければならない。

2 認証センターは前項の制度参加者の申請に基づき、制度参加者を登録（以下「参加者登録」という）する。

3 参加者登録の有効期間は申請受理日の月末から起算して1年の日（以下、「有効期限」

という) とする。

- 4 参加者登録の有効期間の更新を希望する制度参加者は、有効期限の3ヶ月前より、所定の手数料を認証センターに対して支払うことにより、登録の更新申請を行うことができる。
- 5 有効期間内に前項に基づく更新申請を行わない場合で、参加者登録申請を再度行う場合は、新規登録とみなし、第1項に基づく手続きを準用する。
- 6 参加者登録の有効期間を更新する場合、当該更新期間は1ヶ月単位で、1ヶ月以上12ヶ月以内とすることができる。
- 7 参加者登録により、別に定める約款に基づく契約関係が生じ、制度参加者と制度管理者の間における権利と義務の関係が生じることとする。

(機密保持及び守秘義務)

第7条 本認証制度における委員、認証センター、並びに制度参加者は、制度運営等の業務において知り得た非公知の情報の機密を保護するために、目的以外には使用せず、公開情報を除いては守秘する義務を負い、他に開示・漏洩しないものとする。

2 制度参加者は、制度管理者が、カーボン・オフセット認証制度実施に必要な範囲で、制度参加者の情報を関係者に提供することがあることをあらかじめ承諾するものとする。

(文書及び個人情報の管理)

第8条 認証センターにおける文書保持期間は文書の重要性に応じて別に定め、運営委員会により承認を得る。

2 認証センター及び制度参加者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」の定めに従って適正に取扱う他、認証センターにおいては、その内規に従う。

(認証センターの適格性)

第9条 認証センター及び要員の適格性については、別に定める文書に基づき定期的に評価し、運営委員会により承認を得る。

(異議申立て、苦情等)

第10条 利害関係者から持ち込まれる本認証制度に関する異議申立て、苦情等については、監督委員会及び認証センターにより定められた手順に従って処理し、記録する。

(規程の制定・改廃)

第11条 当規程の制定は、第1回運営委員会における採択により発効する。

2 当規程の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。

3 第1項に基づく当規程の制定及び前項に基づく当規程の改廃が発効する前に、認証セン

ターは、ウェブページにおいて十分な期間において適切な予告を行い、利害関係者が表明した見解を考慮する。

- 4 監督委員会は、運営委員会が、第 2 項に基づく当規程の改廃を決議した後、合理的であると考えられる期間内に、利害関係者に対して必要な対応を行ったことを検証する。

(本制度の変更、中止または終了)

第 12 条 前条にもかかわらず、認証センターは、利害関係者が表明した見解を踏まえ、認証センターのホームページへの掲示による予告の上で、カーボン・オフセット認証制度の一部または全部を変更、中止または終了できるものとする。ただし、すでに認証されている認証対象のラベル使用期間中の使用を妨げない。

(免責事項)

第 13 条 カーボン・オフセット認証制度への参加により制度参加者等に何らかの損失が生じても、制度管理者は責任を負わず、制度参加者は制度管理者に対して求償しないものとする。

第 2 章 カーボン・オフセットの案件の認証

(認証単位の定義)

第 14 条 本認証制度において認証する個別のカーボン・オフセットの取組（以下「案件」という）の認証単位は、以下の各号に掲げる条件（以下、「同一性条件」という）のいずれをも満たすものとする。

- (1) 温室効果ガス排出量の算定対象範囲（バウンダリ）の設定が同一であり、当該温室効果ガス排出量を算定の上で、カーボン・オフセットを一括して実施するもの
- (2) 制度参加者により物理的・時間的あるいは契約上の範囲で特定される同一規格の商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）であり、排出量の埋め合わせ及び情報提供において、同一性を損ねないもの
- (3) 商品等が一般名称ではなく商品名等により個別具体的に特定できるもの

2 制度参加者は、当該制度参加者が第 17 条第 3 項に基づく認証を受けた案件（以下、「既認証案件」という）に対して同一性条件を満たしている案件を新たに申請する場合は、既認証案件とは別に申請することとし、第 21 条第 1 項に基づく更新申請の際に単一の案件として申請することができる。

(申請)

第 15 条 制度参加者のうち、案件の認証を受けることを希望する者は、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。

2 認証センターは、前項に基づき提出された申請書につき、形式要件が満たされているかを確認の上、受理する。

3 前項に基づき確認の結果、形式要件が満たされていなかった場合の認証遅延の責は、制度参加者が負うものとする。

4 第 2 項に基づき確認の結果、一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した場合、認証センターは、当該制度参加者に対し、別途、申請を行うよう要請することができる。

5 前項に基づき要請を受けた制度参加者は、前項に基づく申請に係る所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して再度提出するものとする。

6 第 1 項及び前項における手数料については、運営経費や申請案件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。

(案件の予備審査)

第 16 条 認証センターは、専門家から構成される審査チームとともに、前条第 1 項に基づき提出された申請書に対し、認証基準に基づき予備審査を行う。

2 認証センターは、前項における予備審査においては、書類審査や証拠書類の提出依頼、

電話等によるインタビューを行うとともに、必要に応じて現地審査を行う。

3 認証センターは、前条第 1 項に基づく申請を受理した日から起算して原則として 40 営業日以内に、第 1 項における予備審査で得られた情報を認証委員会に提出し、認証委員会による判断を仰がなければならない。

4 認証センターは、第 1 項における予備審査で得られた情報のうち、判断がつかない事項については独自の判断を行ってはならない。

(案件の本審査・認証)

第 17 条 認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備審査で得られた情報を踏まえ、本審査を行う。

2 認証委員会は、前項における本審査においては、予備審査で得られた情報を基に、案件の適合性を判断する。

3 第 1 項における本審査の結果、認証基準に適合していると認証委員会が判断した案件につき、認証センターは認証結果を当該案件の制度参加者に通知するとともに、運営委員会に報告する。

4 認証センターはウェブページ上に前項の認証結果を公開するとともに、当該制度参加者に対して認証書を送付する。運営委員会はウェブページ上に情報が適切に公開されるように認証センターを指導する。

(案件の差し戻し)

第 18 条 認証委員会は、前条第 1 項における本審査の結果、認証基準に適合していないと判断した案件又は一の申請書が同一性条件を満たさない複数の案件から構成されていると判断した案件を制度参加者に差し戻す。「差し戻し」とする。）

2 前項に基づく差し戻しを受けた制度参加者は、申請内容を修正の上、再審査を含めて 2 回までは、認証委員会に対して修正申請を行うことができる。「修正申請」とする。）ただし、軽微な修正により認証委員会の定めた期間内に認証基準に適合するものと認証委員会が判断した場合は、認証委員会による再審査を経ることなく、認証センターの判断に基づき認証を与えることができる。「条件付き認証」とする。）

(認証に伴う結果と発生する権利)

第 19 条 認証センターは、第 17 条第 3 項に基づく認証が得られた制度参加者（以下、かかる資格における制度参加者を「認証取得者」という。）に対して、認証委員会名での認証書を発行し、認証取得者は当該事実及び認証書を外部に公表することができる。

2 認証取得者は、別に定める約款及び別に定める文書を遵守することを条件に、認証範囲内においてカーボン・オフセットラベルを使用することができる。

3 カーボン・オフセットラベルは社団法人海外環境協力センター（以下「当社団」という。）

が意匠設計し、商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、カーボン・オフセットラベルが不正に使用された場合には、認証取得者のラベル使用権を停止するとともに、法的措置を取ることとする。

(認証等の有効期間)

第 20 条 認証およびこれに伴うラベル使用等（以下「認証等」という）の権利の有効期間は、認証の一時停止、取消または取り下げがない限り、認証決定日から、申請され認証された対象期間終了日までとする。ただし、有効期間は、申請受理日の月末から起算して 1 年を最長とし、それ以降は更新手続きを必要とする。

2 認証等の有効期間内に、認証基準や制度文書等が改訂された場合においても、認証時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。

3 制度参加者は、有効期間終了後は、カーボン・オフセットラベルの印刷・貼付等された認証対象物の出荷等、カーボン・オフセットラベルの使用に該当する行為を行ってはならない。

(更新手続き)

第 21 条 認証等については、有効期間終了 3 ヶ月前より、所定の手数料を認証センターに支払い、本章の定めに従う更新申請手続きを行うことができる。

2 認証委員会は、前項における更新申請につき、第 17 条第 3 項に基づく認証を行った内容との相違点を確認し、認証基準に適合すると認められる場合は、前項における有効期間の延長を認める。認証センターは認証委員会の承認に基づき、当該制度参加者に対して認証委員会名で更新認証書を発行する。更新認証において、予備審査が必要と認められる場合は、認証センターは予備審査を行うこととする。

3 前項に基づき有効期限の延長が認められた場合には、当該認証の更新申請を行った認証取得者は引き続き、第 19 条第 1 項及び第 2 項に定める権利を有する。

(認証取下げ)

第 22 条 認証取得者は、任意に、認証センターに対し、書面により、認証取下げの申請ができる。その場合、認証取得者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めことはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

(設計変更等による再審査)

第 23 条 認証取得者は、当該認証取得者が認証を受けた案件において商品等の設計あるいは仕様の変更又は認証取得者の経営体制等の変更等により、第 17 条第 3 項に基づく認証結果に相当の影響が生じる可能性がある場合は、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センター及び認証センターを通じて認証委員会に報告しなければ

ならない。

2 認証委員会は、前項に基づく認証取得者の報告があった場合、修正申請及び当該報告の回数が 2 回までは、速やかに当該認証案件の再審査を行う。修正申請及び当該報告の回数が 2 回を超えた場合は、再審査ではなく、新規案件と同様の手続きを取ることとする。再審査において、予備審査が必要と認められる場合は、認証センターは予備審査を行うこととする。

3 認証センターは、認証委員会の前項に基づく再審査の結果に基づき、当該認証取得者に対し、是正措置の通知、認証範囲の変更や認証の一時停止及び取消を行うことができる。

(認証案件の管理)

第 24 条 認証センターは、運営委員会の指導のもと、第 17 条第 3 項に基づく認証案件の案件情報管理に係る実務を遂行する。

2 認証取得後、認証された商品等が認証要件に合致していない場合には、制度管理者は適切な是正措置を求めるとともに、認証の一時停止又は取消を行うことができる。

3 カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図ることを目的に、または、認証取得者による認証基準、制度文書並びに別に定める約款に対する違反の疑いがある場合に、認証センターまたはその委託先が、カーボン・オフセットラベルの使用状況、カーボン・オフセットラベルを付した商品等の製造販売状況や販売実績などについて報告・証明を求めた場合、認証取得者は、調査に協力し、情報を提供しなければならない。

4 認証センターまたはその委託先は、認証取得者に事前に通知した上で、前項の目的を達成する範囲内において、制度参加者の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。

5 前 2 項の場合において、認証取得者が認証基準、制度文書並びに別に定める約款に違反していることが明らかとなった場合には、認証センターは、認証取得者に対し、前項の調査等認証センターに生じた調査費、人件費、交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

6 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者は、第 17 条第 3 項に基づく認証を受けた時点における未定事項が確定し次第、すみやかに、当該時点の条件に適合した排出量クレジットを無効化しなければならない。

7 認証センターまたはその委託先は、前項における認証取得者の未定事項確定状況を定期的に確認することができる。

(認証の取消)

第 25 条 認証センターは、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証取得者に対する何らの通知・催告等を要することなく、認証取得者のすべての認証を取消し、必要な是正措置をとることができる。

- (1) 認証取得者の申請書の記載に虚偽があることが判明したとき
- (2) ラベルが不正に使用されたとき
- (3) 当制度において定められた報告を怠り、又は、認証センターの調査若しくは現地監査を妨げたとき
- (4) 手数料の支払の全部又は一部を怠ったとき
- (5) 認証取得者の状況が認証基準や制度文書を満足しないと認める場合
- (6) 認証センターの許諾なくカーボン・オフセットラベルと類似のマークを使用したとき
- (7) 当認証制度に基づいて認証を受けた事実と反して、広告媒体等を用いて虚偽の認証情報を提供したとき
- (8) 不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどカーボン・オフセットラベルの信用を傷つけたとき
- (9) 会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき
- (10) 手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき
- (11) 環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき
- (12) 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、前条第7項に基づく事後確認において認証センター又はその委託先に対して虚偽の情報を報告したとき又は報告を行わなかったとき
- (13) 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、前条第6項に規定する未定事項が確定したにもかかわらず、合理的な期間内に、前条第6項に基づき排出量クレジットの無効化を行わなかったとき
- (14) 「事前認証・事後確認型」の認証を受けた認証取得者が、認証センター又はその委託先による事後確認状況の定期的な確認を拒むとき
- (15) 前各号に準ずる事由の発生したとき

2 前項の場合においては、当該認証取得者が関わるすべての認証は効力を失うものとし、認証センターは、当該認証取得者に対し、調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する精算金を請求することができる。

3 認証が取消された場合、当該認証取得者は、認証センターの指導に基づき、未出荷の在庫商品等について、認証取消後、1ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、ラベル表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、認証センターに対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

4 認証取得者は、販売委託会社等の二次使用者も同様に認証基準や制度文書等を遵守するよう配慮しなければならない。

5 認証取得者の責めに帰すべき事由により認証停止となった場合でも、認証取得者は、認

証センターに対し、諸手数料および概算使用料の返還を求めることはできない。

(報告義務)

第 26 条 認証取得者は、申請時の提出情報の一部を変更または中止した場合、当該事実の発生した日から 10 営業日以内に書面または電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については受領確認の通知をもって受領とみなす。

2 認証取得者は、認証センターに対し、申請時には認証された商品等に係る売上高の計画を、認証センターが指定する所定の時期及び使用期間終了時には認証された商品等に係る出荷状況及び売上高実績額の報告等を行わなければならない。

3 認証センターの報告要求に従わず、認証取得者による出荷状況・売上高実績報告がない場合、又は前項の使用料の計算の根拠となった売上高が虚偽のものであったと合理的に判断できる場合には、当該認証取得者の関与するすべての案件の認証を取消すとともに、認証センターは当該認証取得者に対し、悪質性の程度に応じて、調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した認証センターの直接的・間接的な被害に相当する精算金の支払を請求することができる。

(カーボン・オフセットラベルの不正使用の禁止)

第 27 条 認証取得者は使用許諾を得た認証対象についてのみカーボン・オフセットラベルを使用することができる。ただし、認証対象が事情等により認証基準を満たさなくなった場合は、直ちにカーボン・オフセットラベルの使用を停止しなければならない。

2 認証センターは、認証取得者が前項に違反した場合には、違反状態の速やかな是正を求めることができ、当該認証取得者はかかる是正勧告に従わなければならない。

3 前項における違反内容の悪質性の程度や無断使用の期間に応じて、認証センターは調査費、人件費、交通費、宿泊費並びに当該事象により発生した損害に相当する精算金の支払を請求することができる。

4 認証取得者が前項の是正要求に従わない場合には、認証センターは、認証取得者がラベルを誤使用した事実について公表するとともに、認証を取り消すことができる。

5 認証に伴う不祥事や認証ラベルの不正使用等については、制度管理者は情報収集を行い、これらの情報に基づき、監督委員会は、必要に応じて、会合を開催し、対応策を検討の上、運営委員会及び認証委員会に対して勧告を行う。

6 認証委員会は、監督委員会の勧告に従い、速やかに当該案件の調査を行い、その結果を踏まえ、認証センターは第 23 条第 3 項に規定する措置を講じることができる。

7 運営委員会及び認証委員会は、監督委員会の勧告に従い、運営体制及び認証体制の見直しについて議論を行う。

(不正使用通報協力義務)

第 28 条 制度参加者は、第三者がカーボン・オフセットラベルを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、不正使用の内容を認証センターまたはその委託先に報告しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 29 条 認証取得者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、認証取得者の法的地位又は権利（ラベルの使用権を含む。）を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

(カーボン・オフセットラベルを添付した商品等に関する責任)

第 30 条 認証取得者は、カーボン・オフセットラベルを添付した商品等の品質、性能、安全性等について一切の責任を負い、認証センターは一切の責任を負わない。

2 認証取得者は、認証取得者の責任と負担において、商品等により事故等が発生した場合には被害者への損害の賠償等をなし、消費者等から商品等につき苦情等がなされた場合には速やかに適切な改善等の措置を講ずるものとする。

(不当な表示等の禁止)

第 31 条 カーボン・オフセットラベルを付した商品等の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けなければならない。

2 認証取得者は、ラベルの使用等にあたり、「不当景品類及び不当表示防止法」その他の関係法令を遵守しなければならない。

3 認証取得者は、委託先等が不当又は不適正なカーボン・オフセットラベルの表示等をする事のないよう配慮しなければならない。

4 認証取得者は、環境関連法規及び消費者関連法規を遵守しなければならない。

第 3 章 あんしんプロバイダー制度における認証センターによる業務確認

(申請)

第 32 条 あんしんプロバイダー制度に参加して、業務の確認を受けることを希望するオフセット・プロバイダーは、第 4 条第 2 項に定める制度文書に同意の上、所定の手数料を認証センターに対して支払い、申請書を認証センターに対して提出するものとする。

2 認証センターは、前項に基づき提出された申請書につき、形式要件が満たされているかを確認の上、受理する。

3 前項に基づく確認の結果、形式要件が満たされていなかった場合の認証遅延の責は、制度参加者が負うものとする。

4 第 1 項における手数料については、運営経費や申請案件数等を勘案し、運営委員会において合理的に定める。

(予備確認)

第 33 条 認証センターは、専門家から構成される専門家チームとともに、前条第 1 項に基づき提出された申請書に対し、認証基準に基づき予備確認を行う。

2 認証センターは、前項における予備確認においては、書類審査や証拠書類の提出依頼、電話等によるインタビューを行うとともに、年 1 回の事務所確認を行う他、定期的に書類確認を行う。

3 認証センターは、前条第 1 項に基づく申請を受理した日から起算して原則として 60 営業日以内に、第 1 項における予備確認で得られた情報を認証委員会に提出する。

4 認証センターは、第 1 項における予備確認で得られた情報のうち、判断がつかない事項について認証委員会に諮問することができる。

(認証委員会確認及び情報公開)

第 34 条 認証委員会は、前条第 3 項に基づき認証センターから提出された予備確認で得られた情報を基に、情報公開文書について確認する

2 認証センターは、前項に基づく認証委員会による確認に基づき、確認結果を制度参加者に通知するとともに、運営委員会に報告する。

3 認証センターは、認証センターのウェブページ上に当該結果を公開する。

4 認証委員会及び認証センターは、前条第 1 項における情報を基に、オフセット・プロバイダーに業務改善を促すことがある。

(業務確認に伴う結果と発生する権利)

第 35 条 前条第 1 項に基づく確認が得られた制度参加者（以下「情報公開対象者」という。）

は、別に定める約款及び別に定める文書を遵守することを前提に、名称を使用することができる。

2 「あんしんプロバイダー」は当社団が商標登録申請を行っているため、認証センター及び当社団は、名称が不正に使用された場合には、制度参加者の名称使用权を停止するとともに、法的措置を取ることにする。

(情報公開及び名称使用の期限)

第 36 条 情報公開ならびに「あんしんプロバイダー」の名称使用の有効期間は、一時停止、または取り下げがない限り、情報公開採択日から、申請された対象期間終了日までとする。ただし、有効期間は、申請受理日の月末から起算して 1 年を最長とし、それ以降は更新手続きを必要とする。

2 有効期間内に、認証基準や制度文書等が改訂された場合においても、認証時の基準等を満たしている限り、有効期間内における変更を要しないものとする。

3 情報公開対象者は、有効期間終了後は、「あんしんプロバイダー」の名称を使用してはならない。

(更新手続き)

第 37 条 情報公開対象者は有効期間終了 3 ヶ月前より、所定の手数料を認証センターに支払い、更新申請手続きを行うことができる。

2 認証委員会及び認証センターは、前項における更新申請につき、第 34 条第 3 項との相違点を確認の上、初回申請時と同様の手続きを行う。

3 前項に基づき有効期限の延長が認められた場合には、情報公開対象者は引き続き、第 36 条に所定の権利を行使することができる。

(取り下げ)

第 38 条 情報公開対象者は、任意に、認証センターに対し、書面により、取下げの申請ができる。その場合、制度参加者は、認証センターに対し、既に支払われた手数料の返還を求めことはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

(設計変更等による再確認)

第 39 条 情報公開対象者は、当該情報公開対象者が提供するサービスの設計あるいは仕様又は当該情報公開対象者の経営体制等の変更等により、第 34 条第 3 項に基づく情報公開内容に重大な影響を与える可能性がある場合は、かかる変更等を実施する日から起算して 30 営業日より以前に、認証センター及び認証センターを通じて認証委員会に報告しなければならない。

2 認証委員会は、前項に基づく制度参加者の報告があった場合、速やかに当該情報公開対

象者の再確認を行うこととする。

3 認証センターは、認証委員会による前項に基づく再確認の結果に基づき、当該情報公開対象者に対し、是正措置の通知を行うことができる。

(あんしんプロバイダー制度参加者の情報公開の管理)

第 40 条 認証センターは、運営委員会の指示により、第 34 条第 3 項に基づく情報公開に係る実務を遂行する。

2 カーボン・オフセット認証制度の適正な実施を図ることを目的に、または、情報公開対象者による認証基準、制度文書並びに別に定める約款に対する違反の疑いがある場合に、認証センターまたはその委託先が、業務執行状況などについて報告・証明を求めた場合、情報公開対象者は調査に協力し、情報を提供しなければならない。

3 認証センターまたはその委託先は情報公開対象者に事前に通知した上で、前項の目的を達成する範囲内において、情報公開対象者の本支店、委託先等への立入りを含む調査をすることができる。

4 前 2 項の場合において、情報公開対象者が認証基準、制度文書並びに別に定める約款に違反していることが明らかとなった場合には、認証センターは、情報公開対象者に対し、前項の調査等認証センターに生じた調査費、人件費、交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(報告義務)

第 41 条 情報公開対象者は、申請時の提出情報の一部を変更または中止した場合、当該事実の発生した日から 10 営業日以内に書面または電磁的方法により報告しなければならない。ただし、電磁的方法による報告については受領確認の通知をもって受領とみなすこととする。

(不正使用通報協力義務)

第 42 条 制度参加者は、第三者があんしんプロバイダーの名称を不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、不正使用の内容を認証センターまたはその委託先に報告しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 43 条 情報公開対象者は、認証センターの書面による事前の承諾なくして、制度参加者の法的地位又は権利（名称の使用権を含む。）を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

(事業責任)

第 44 条 情報公開対象者は、オフセット・プロバイダーとしての事業について一切の責任を負い、認証センターは一切の責任を負わない。

2 情報公開対象者は、当該制度参加者の責任と負担において、事業において事故等が発生した場合には被害者への損害の賠償等をなし、事業において苦情等がなされた場合には速やかに適切な改善等の措置を講ずるものとする。

(不当な表示等の禁止)

第 45 条 情報公開対象者は広告等などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けなければならない。

2 情報公開対象者は、「あんしんプロバイダー」の名称使用にあたり、「不当景品類及び不当表示防止法」その他の関係法令を遵守しなければならない。

3 情報公開対象者は、委託先等が不当又は不適正な名称使用等をするものがないよう配慮しなければならない。

4 情報公開対象者は、環境関連法規及び消費者関連法規を遵守しなければならない。

付則

1. 本規程が発効する期日より前に、認証センターがあんしんプロバイダー制度に基づきあんしんプロバイダー制度参加者の業務確認を行い、情報公開を行っている内容については、本規程が発効した年度の年度末までの間、第 34 条第 3 項に基づく情報公開内容と同等とみなす。

2. 本規則におけるあんしんプロバイダー制度の取り扱いについては、平成 20 年度施行分については、旧制度のもとで実施し、第 1 回運営委員会後の新規申込および更新に対してのみ本規則を適用する。

付属書 A：カーボン・オフセットラベル付与条件（平成 21 年度基準）

カーボン・オフセットラベルの品質を保持するために、認証委員会におけるラベル付与にあたっての条件を以下の通り設定する。

（自己活動オフセット支援型における最低排出量）

1. 自己活動オフセット支援型において埋め合わせを行う最低量は商品等における商品 1 個、会議・イベントにおける参加者 1 名あたり最低 1kgCO_2 とし、 1kgCO_2 未満を付すものにはラベルを付与しない。商品等や会議・イベント以外の場合においても、合理的に説明がつく単位における最低排出量は最低 1kgCO_2 とし、かつ、全体の排出量合計は最低 1tCO_2 を上回らなければならない。

（バウンダリ設定・排出量算定における原則）

- 2-1. バウンダリの設定においては、商品等に係る主要排出源を含める形で広めに設定することを原則とする。意図的に主要排出源をはずして算定している場合や、商品等の包装時排出量のみをバウンダリに設定して、商品等そのものがカーボン・オフセットされているように表示する等、消費者の誤解を招くようなバウンダリ設定を行った場合は、認証しない場合がある。
- 2-2. 排出量の算定においては、バウンダリ内における主要排出源の推定を行い、合理的に算定可能な範囲の相当量をカーボン・オフセットの対象とすることを原則とする。
- 2-3. 排出量の算定結果は、原則有効桁数 2 桁目で切り上げることを原則とする。

（オフセット比率における原則）

3. 算定した排出量に対して、カーボン・オフセットを行う排出量の比率については、20% 以上を原則とする。100% 未満の場合は、数値の根拠を、20% 未満の場合はこれに加えて 20% 以上として設定することができない理由を、合理的に説明できるようにすることを原則とする。

付属書 B：ラベル使用料算定方法

ラベル使用料算定にあたっての売上高の取扱について次のように定める。

(概算払い)

1. 制度参加者は、申請時に商品等に係る売上高計画額に基づいて概算額を支払うものとする。

(売上高報告)

2. 制度参加者は、ラベル使用期間終了後 2 ヶ月以内に売上高実績額を報告の上で実績使用料を算定し、計画額に基づく概算使用料と実績使用料の差異を更新時使用料請求への加減算により精算するものとする。制度参加者が更新しない場合には、過不足額を精算するものとする。

付属書 C： モデル事業の取り扱い

(環境省が指定した手数料)

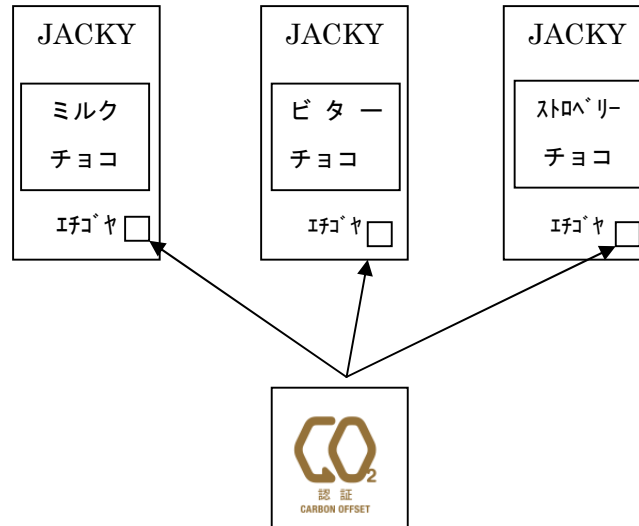
1. 環境省のモデル事業として採択された取組が、当該認証制度における案件として第 15 条の申請を行う場合には、第 15 条第 1 項に基づく手数料のうち、環境省が指定した部分の支払いについては、これを要しない。

附則 (平成 21 年 9 月 2 日運営委員会の決議による付属書 C の取り扱い)

この規定は、平成 21 年 9 月 2 日後に開催される認証委員会の審査対象案件について、適用する。

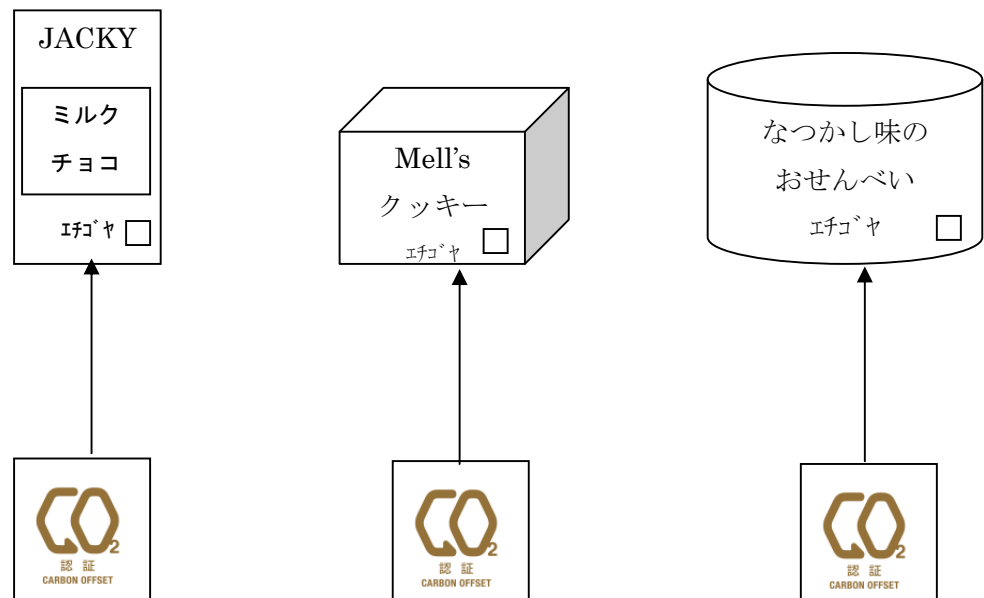
参考資料

例 1：チョコレートでオフセットキャンペーン商品を認証する場合



- ・ 同一商品（ブランド）シリーズであること（内容物がほとんど同じであれば味・サイズなどが異なっても可）
- ・ 販売計画が単一のもの

例 2：別売りのオフセットお菓子を認証する場合



- ・ 同一商品名（ブランド）ではなく、規格・内容物も異なる
- ・ 販売計画が別である